

# 奈良市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例施行規則

## 新旧対照表

現行	改正
<p><u>(駐車施設の附置を要しない建築物)</u></p> <p>第3条 条例第4条ただし書の規定により駐車施設の附置を要しない建築物は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園</p> <p>(2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設</p>	<p><u>(駐車施設の附置を要しない建築物等)</u></p> <p>第3条 条例第4条ただし書の規定により駐車施設の附置を要しない建築物は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園</p> <p>(2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設</p> <p><u>2 前項に定めるもののほか、建築物の用途上、条例第4条に定める規模の駐車施設の附置を要しないと市長が認める建築物に附置する駐車施設については、その建築物の用途に応じ、市長が定める規模とする。</u></p>